

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20261002製局第2号
令和8年10月6日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和8年10月2日付け警察庁丙組組一発第97号及び警察庁丙備企発第84号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和8年10月2日付け外務省告示第299号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和8年10月2日付け国家公安委員会告示第46号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 野田

担当者：尾畑、山下

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第 97 号
警察庁丙備企発第 84 号
令和 8 年 10 月 2 日

金融庁企画市場局長
金融庁銀行・証券監督局長
金融庁資産運用・保険監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長 殿
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 220)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 8 年 10 月 2 日付け外務省告示第 299 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和 8 年 10 月 2 日付け国家公安委員会告示第 46 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。依然として厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課（電話：03-3581-0141）へ報告することについて周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

(別表)

793. カティーバ・ジャマーアト・アル・タウヒード・ワル・ジハード (KTJ)

KHATIBA JAMA`AT AL-TAWHID WAL-JIHAD (KTJ)

(original script: Катиба Джамаат ат-Таухид валь-Джихад)

国連参照番号: QDe.168

別称: ジャナット・オシクラリ; ジャマーアト・アル・タウヒード・ワル・ジハード; カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード

JANNAT OSHIKLARI; Jama`at al-Tawhid wal-Jihad`

(original script: جماعة التوحيد والجهاد);

Katiba al-Tawhid wal-Jihad (original script: كتيبة التوحيد والجهاد)

リスト掲載日: 2022 年 3 月 7 日 (2026 年 9 月 28 日に改訂)

その他の情報: カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード (かつてジャナット・オシクラリとして知られていた。)は、国際テロ組織であるレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (644. に指定していた団体) の傘下で活動しているテロ組織である。同団体は、主にシリア・アラブ共和国のハマ県、イドリブ県、ラタキア県で活動するが、トルコ、キルギス、ウズベキスタン、ロシア連邦、タジキスタン、カザフスタン、エジプト、アフガニスタン、ウクライナでも活動している。KTJ の戦闘員数は約 500 である。KTJ は、カティーバ・イマーム・アル・ブハリ (763. に指定した団体) 及びイスラミック・ジハード・グループ (463. に指定した団体) のようなテロ組織とも協力している。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

国家公安委員会告示（3条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第四十六号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月一日

国家公安委員会委員長 葉梨 康弘

- 1 名簿記載者公告番号QE-92(カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード (KHATIBA AL-TAWHID WAL-JIHAD (KTJ) (original script:К а т и б а а т - Т а у х и д в а л ь - Д ж и х а д)))

(1) 変更前

名称 カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード (KHATIBA AL-TAWHID WAL-JIHAD (KTJ) (original script:К а т и б а а т - Т а у х и д в а л ь - Д ж и х а д))

別名 (a) ジャナット・オシクラリ (JANNAT OSHIKLARI) (b) ジャマーアート・アル・タウヒード・ワル・ジハード (Jama`at al-Tawhid wal-Jihad`)

旧名称 ジャナット・オシクラリ (JANNAT OSHIKLARI)

名簿に記載された年月日 2022年3月7日

その他参考となるべき事項 カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード（かつてジャナット・オシクラリとして知られていた。）は、国際テロ組織であるレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE－61）の傘下で活動しているテロ組織である。同団体は、主にシリア・アラブ共和国のハマ県、イドリブ県、ラタキア県で活動するが、トルコ、キルギスタン、ウズベキスタン、ロシア連邦、タジキスタン、カザフスタン、エジプト、アフガニスタン、ウクライナでも活動している。KTJの戦闘員数は約500である。KTJは、カティーバ・イマーム・アル・ブハリ（QE－82）及びイスラミック・ジハード・グループ（QE－50）のようなテロ組織とも協力している。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

(2) 変更後

名称 カティーバ・ジャマーアート・アル・タウヒード・ワル・ジハード (KHATIBA JAMA`AT AL-TAWHID WAL-JIHAD (KTJ) (original script: К а т и б а Д ж а м а а т а т - Т а у х и

Д В А Л Ь - Д Ж И Х А Д))

別名 (a) ジャナット・オシクラリ (JANNAT OSHIKLARI) (b) ジャマーアト・アル・タウヒー
ド・ワル・ジハード (【アラビア語表記】)

(Jama`at al-Tawhid wal-Jihad` (original script: جماعة التوحيد والجهاد)) (c) カティ
ーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード (【アラビア語表記】)

(Katiba al-Tawhid wal-Jihad (original script: كتيبة التوحيد والجهاد))

旧名称 不明

名簿に記載された年月日 2022年3月7日 (2026年9月28日に改訂)

その他参考となるべき事項 カティーバ・アル・タウヒード・ワル・ジハード (かつてジャナ
ット・オシクラリとして知られていた。) は、国際テロ組織であるレバントの人々のためのアル
・ヌスラ戦線 (QE-61に指定していた団体) の傘下で活動しているテロ組織である。同団体は、
主にシリア・アラブ共和国のハマ県、イドリブ県、ラタキア県で活動するが、トルコ、キルギ
ス、ウズベキスタン、ロシア連邦、タジキスタン、カザフスタン、エジプト、アフガニスタン、
ウクライナでも活動している。KTJの戦闘員数は約500である。KTJは、カティーバ・イマーム・
アル・ブハリ (QE-82) 及びイスラミック・ジハード・グループ (QE-50) のようなテロ組織と
も協力している。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特

別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>